

大玉村立玉井小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

(1) いじめの定義

【 いじめ防止対策推進法（定義）第二条 】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な方針

《基本理念》

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨としていじめ防止のための対策を講じる。

《いじめの禁止》

◎ 玉井小学校児童は、いじめを行ってはならない。

《学校及び教職員の職務》

全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

上記の考えのもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く関係しないですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止の基本姿勢として、以下の5つの事項をあげる。

- ① 弱い者いじめや卑怯な振る舞いを見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ いじめの早期発見のために、保護者及び地域住民、関係機関との連携を図りながら、いじめ防止と早期発見に取り組む。
- ⑤ いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学級経営を行う。

- ② 人との関わりを大切にした「あいさつ運動」を実施する。
- ③ 児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつことができるよう、弱い者いじめや卑怯な振る舞いを見過ごさないことに学校全体で取り組む。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ 分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動を実施する。
- ・ 道徳の授業では、命の大切さについての指導を行う。
- ・ 全教育活動を通じて、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う対人関係能力の素地を養う。
- ・ 健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるという立場に立った教育活動を推進する。
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動やクラブ活動の充実を図る。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権教育を行う。(ex: 人権作文)

② 人との関わりやつながる喜びを味わう体験活動

- ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる体験活動を実施し、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・ 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科において、道徳性の育成に資する体験活動を実施する。
- ・ ふれあいタイムにおいて、学年学級内の児童と教師、児童相互の人間関係を深めたり、異学年交流の充実を図ったりする。
- ・ 学習支援ボランティアや講師による授業を実施することにより、自分たちが多くの人々に支えられていることを実感できるようにするとともに、感謝の念を抱くことができるような学習活動を実施する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、手段を講じる。

- ・ 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察と指導を丁寧に行う。
- ・ 児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。(教職員)
- ・ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生徒指導協議会等の場において、気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守るようにする。
- ・ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い、児童に安心感をもつことができるようにする。また、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- ・ 「玉っ子心のアンケート(学期1回)」及び「Q-U(よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート)」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、「いじめゼロ」の学校づくりを目指す。また、必要に応じ玉っ子心のアンケート」を臨時で行うようにする。
なお、アンケート結果で気になる児童へは即日対応を基本とするとともに、実施当日に管理職がアンケート結果を閲覧できるようにする。
- ・ 「教育相談」の実施により、いじめを早期に発見し、対処する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全

を最優先に考え、いじめている側の児童には、毅然とした態度で指導にあたる。

- ・ いじめ問題については、学級担任だけで抱え込むことなく、生徒指導主事を中心として組織で対応にあたる。また、学校長以下全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。
- ・ 学校内だけでなく、関係機関（大玉村教育委員会、民生児童委員、保健福祉センター、児童相談所等）や専門家（SC、SSW）と協力して解決にあたる。
- ・ いじめられている児童の心の傷を癒すために、SC や養護教諭と連携をとりながら支援していく。

（3） 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

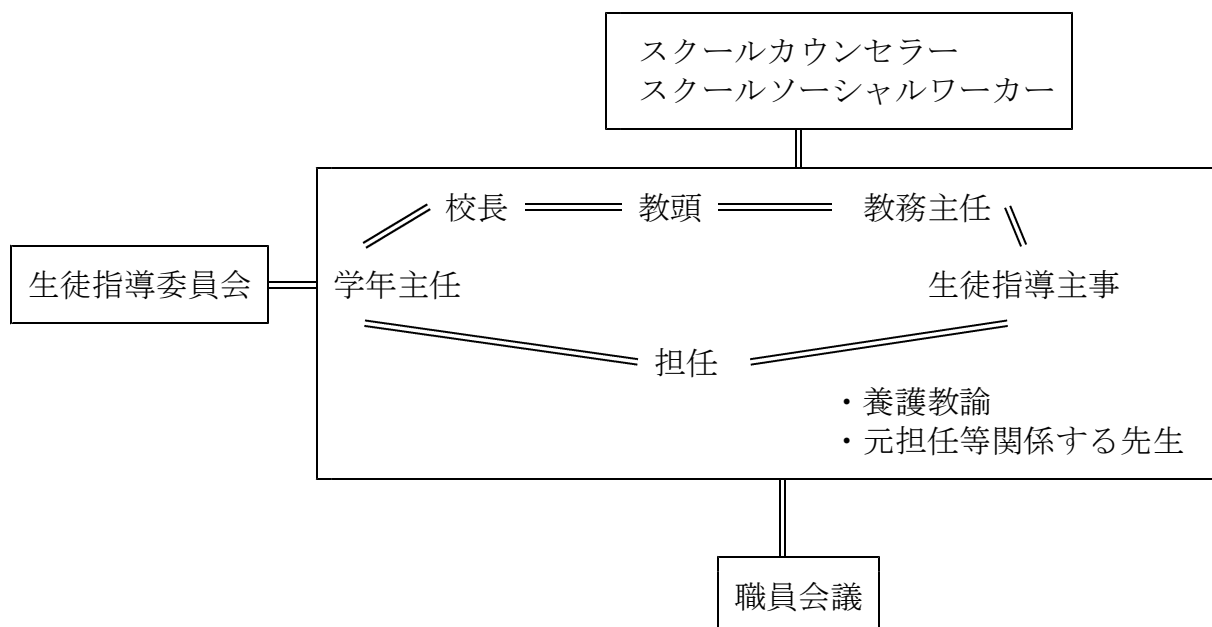
- ・ いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ・ 「いのち電話」と等のいじめ問題などの相談窓口の利用についても児童へ周知する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）「生徒指導協議会」

- ・ 月一回、全教職員で問題傾向を有する児童の様子や指導についての情報交換を行い、共通理解のもと指導にあたる。

（2）「いじめ防止対策委員会」



- ・ いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

（3） いじめ相談体制

- ・ 児童や保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。〔スクールカウンセラーの活用、いじめの相談窓口（教頭）の設置〕

（4） インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童が「ネチケット」について学ぶ機会を設定する。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるように、教職員の情報モラル研修会を行う。

(5) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・ 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、適切な処置をとるとともに、校長・教頭に報告する。また、状況によっては、臨時の生徒指導協議会を開催し、迅速に対応する。教頭は、校長の指示を受け、敏速に支援体制をつくり、対処する。
緊急生徒指導協議会の参加メンバーは、以下のとおりである。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談担当，当該学級担任，学年主任
※必要に応じ養護教諭

いじめに対する措置

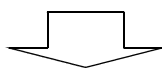
- ① いじめに係る相談を受けた場合、担任は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けることができるようにするため、保護者と連携を図りながら、必要に応じ、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いが生じることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、大玉村教育委員会、大玉村駐在所、郡山北警察署本宮分庁舎と連携して対処する。

重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法 第二十八条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくしている場合は、次の処置を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大玉村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適に提供する。